



第10版

エコアクション21

環境経営レポート

対象期間：令和5年5月～令和6年4月



発行日：令和 6年 6月 10日

株式会社 熊阿建設工業



- 目 次 -

1.	組織の概要		P 1
2.	環 境 経 営 方 針		P 2
3.	実 施 体 制		P 3
4.	中期(3か年)環境経営目標		P 4
5.	令和5年度環境経営目標の実績		P 5
6.	環境経営計画とその実施状況評価		P 6
7.	環境経営目標の達成状況の評価 および未達成の場合の次年度の取組み		P 7
8.	環境関連法規制等の順守状況		P 8
9.	代表者による全体の評価と見直し		P 9
10.	環境奉仕活動		P 10
11.	その他		P 11

1.組織の概要

(1) 名称及び代表者名

株式会社 熊阿建設工業

代表取締役 岩下 哲也

(2) 所在地

- 1、 本社・資材倉庫 : 熊本県阿蘇市一の宮町宮地4530-2
- 2、 資材置場 : 熊本県阿蘇市黒川字下年山1611-1
- 3、 駐機場 : 熊本県阿蘇市一の宮町宮地4514-1

(3) 環境管理責任者氏名及び担当者連絡先

環境管理責任者	統括管理部長	TEL 0967-22-0227
担当者 工事部	工事長	TEL 0967-22-0227
担当者 総務部	総務部責任者	TEL 0967-22-0227

(4) 事業内容

土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業、水道施設工事業、解体工事業、塗装工事業、しゅんせつ工事業、産業廃棄物収集運搬業(自社分のみ)

特定建設業 熊本県知事許可

許可番号 (特-2) 第972号
許可年月日 令和2年4月30日

(5) 事業の規模

規模	単位	令和5年度
売上高	百万円	1,346
従業員	人	35
本社床面積	m ²	618
資材倉庫面積	m ²	423
資材置き場面積	m ²	3000
駐機場面積	m ²	1857
工事等の件数	件	30

(6) 事業年度 期首 5月 ~ 期末 4月

(7) 認証・登録の対象組織・活動

認証・登録番号	0011199
認証・登録日	2016年4月20日
登録組織名	株式会社 熊阿建設工業
活動	土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業 舗装工事業、水道施設工事業、解体工事業 塗装工事業
対象範囲	全組織・全活動

2. 環 境 経 営 方 針

基本理念

私たちは、ますます深刻化する地球温暖化や、地下資源の枯渇への対応が重要な課題であると認識し、株式会社熊阿建設工業の事業活動（建設業）は、自然環境に少なからずも負荷を与えた上で成り立っていると考えます。

社員一人ひとりが、社会的責任を自覚し、自主的、積極的に環境保全活動に取り組みます。

基本方針

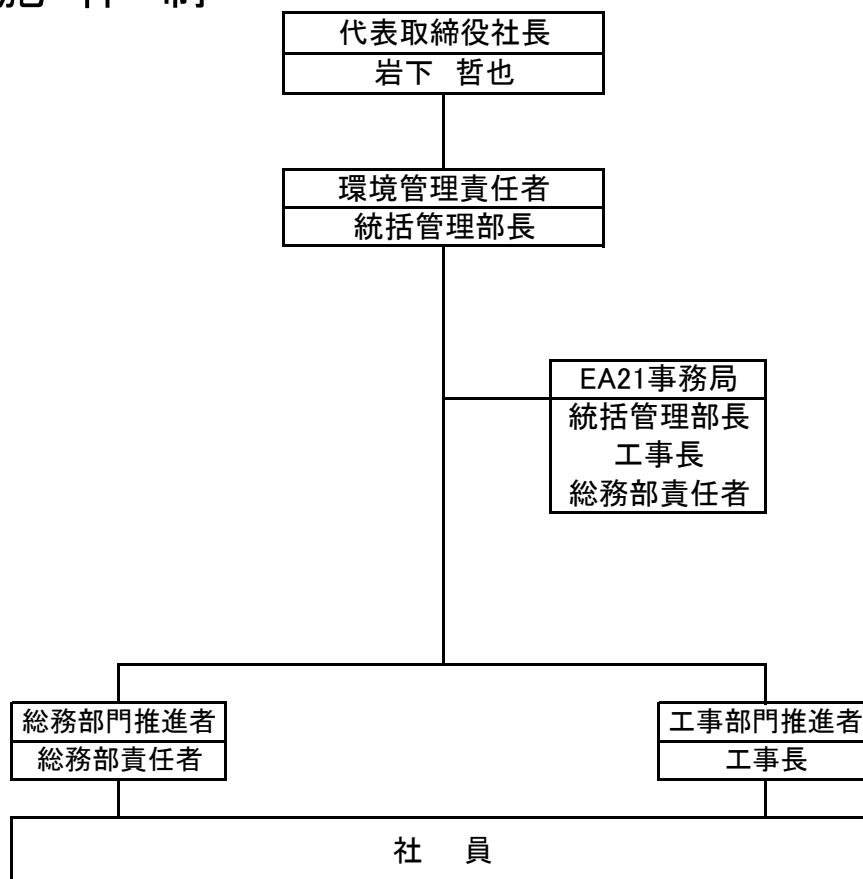
1. 当社は、建設業の事業を通して環境負荷の削減を行うため、以下の項目を環境管理重点テーマとして取り組み、継続的改善に努めます。
 - ① 電力・燃料等エネルギー使用による二酸化炭素排出量の削減
 - ② 建設資材の省資源、廃棄物の3R（減量、再使用、再生利用）の推進
 - ③ 節水
 - ④ 事務用品のグリーン購入
 - ⑤ コピー用紙の削減
 - ⑥ 環境に配慮した施工方法の提案・導入
2. 環境関連法規制や、当社が約束したことを、順守します。
3. 「創意（施工での創意工夫）」と「共生（人・自然・地域社会）」を全社で共有します。
4. この環境方針は、全従業員及び協力会社に周知徹底します。

制定日 平成 27年 10月 1日
改定日 令和 5年 4月 1日

株式会社 熊阿建設工業

代表取締役社長 岩下 哲也

3. 実 施 体 制



役割	責任及び権限
代表者	・環境方針を定める ・環境管理責任者を任命する ・環境への取組を適切に実行するための資源(人員、設備、費用)を準備する ・全体の評価と見直しを実施し、必要な指示を行う
環境管理責任者	・環境経営システムの構築、運用、維持に関する責任と権限を有する ・文書・記録を確認し承認する ・環境経営システムの運用状況、実績を代表者に報告する
EA21事務局	・全体計画の立案を行う ・文書の作成、管理を行う ・一般教育の実施、管理を行う ・システム運用上の事務管理を行う
部門推進者	・必要に応じ部門計画を立案する ・実務教育を実施する ・実施状況を確認し、記録をとる
社員	・担当する業務に関連した環境目標及び環境活動計画の内容、手順を認識し、自らの役割を実行する

4. 中期(3か年)環境経営目標 (R5年～R7年)

全体 (期首:5月 期末:4月)

	環境経営目標(項目)	単位	令和4年度 (実績・基準)	令和5年度 (目標)	令和6年度 (目標)	令和7年度 (目標)
	①電力使用量の削減	kWh	14,322	14,179 (1%削減)	14,036 (2%削減)	13,892 (3%削減)
	②ガソリン使用量の削減	L	30,316	30,013 (1%削減)	29,710 (2%削減)	29,407 (3%削減)
	③軽油使用量の削減	L	73,810	73,072 (1%削減)	72,334 (2%削減)	71,596 (3%削減)
	④灯油使用量の削減	L	3011	2,981 (1%削減)	2,951 (2%削減)	2,921 (3%削減)
気候変動に具体的な対策を						
	⑤CO2排出量削減 (①+②+③+④)	kg-CO2	274,748	272,001	269,253	266,506
	上段:総量	kg-CO2/ 百万円	221	218	216	214
	下段:原単位(売上高)	—		(1%削減)	(2%削減)	(3%削減)
つくる責任つかう責任						
	⑥排出産業廃棄物の リサイクル率100%推進	%	100	100	100	100
陸の豊かさを守ろう						
	⑦水の使用量の削減	m3	275	272 (1%削減)	270 (2%削減)	267 (3%削減)
	⑧グリーン購入率の向上	—	グリーン購入 の実施	グリーン購入 の推進	グリーン購入 の推進	グリーン購入 の推進
住み続けられるまちづくりを						
	⑨社会貢献・清掃活動実施	回	2	2	2	2
	⑩工事における環境配慮実施	—	環境配慮活動 の実施	環境配慮活動 の実施	環境配慮活動 の実施	環境配慮活動 の実施

※環境経営目標の運用期間は会計年度に合わせて変更した。

※①電力の二酸化炭素排出係数は九州電力令和4年度調整係数:0.453kg-CO2/kWhを使用

※⑥に関連するCO2排出量の計算(四捨五入) (ガイドライン2017年版の係数を使用)

$$\text{CO2排出量} = ① \times 0.453 + ② \times 2.32 + ③ \times 2.58 + ④ \times 2.49$$

※原単位(売上)指標は令和4年度売り上げの1,246百万円とする。

※現場での電力使用量は計測不可能なため、目標値へは算入していない。

5. 令和5年度環境経営目標の実績

2023(R5)年5月～2024(R6)年4月

全体（期首:5月 期末:4月）

環境経営目標(項目)	単位	令和4年度 (実績・基準)	令和5年度 (目標)	令和5年度 (実績)	目標達成率 目標/実績(%)
①電力使用量の削減	KWh	14,322	14,179 (1%削減)	19,585	72%
②ガソリン使用量の削減	L	30,316	30,013 (1%削減)	77,660	39%
③軽油使用量の削減	L	73,810	73,072 (1%削減)	67,802	108%
④灯油使用量の削減	L	3011	2,981 (1%削減)	1,992	150%
⑤CO2排出量削減 (①+②+③+④)	kg-CO2	274,748	272,001	367,326	74%
上段:総量	kg-CO2/ 百万円	221	218	273	80%
下段:原単位(売上高)	—		(1%削減)		
⑥排出産業廃棄物の リサイクル率100%推進	%	100	100	100	100%
⑦水の使用量の削減	m3	275	272 (1%削減)	294	93%
⑧グリーン購入率の向上	—	グリーン購入 の実施	グリーン購入 の推進	グリーン購入 を推進した。	100%
⑨社会貢献・清掃活動実施	回	2	2	2	100%
⑩工事における環境配慮実施	—	環境配慮活動 の実施	環境配慮活動 の実施	環境配慮活動 を実施した。	100%

※環境経営目標の運用期間は会計年度に合わせて変更した。

※①電力の二酸化炭素排出係数は九州電力令和4年度調整係数:0.453kg-CO2/kWhを使用

※⑥に関連するCO2排出量の計算(四捨五入) (ガイドライン2017年版の係数を使用)

$$\text{CO2排出量} = ① \times 0.453 + ② \times 2.32 + ③ \times 2.58 + ④ \times 2.49$$

※CO2排出目標の原単位(売上)指標は令和4年度売り上げの 1,246 百万円とする。(基準年)

※現場での電力使用量は計測不可能なため、目標値へは算入していない。

6. 環境経営計画とその実施状況評価

◎:良くてきた ○:できた △:あまりできなかった ×:全くできなかった

環境経営目標項目	主担当者	環境活動計画(具体的活動)	評価
1.電力使用量の削減	本社事務所 総務部責任者	・不使用時・昼休みの消灯	◎
		・エアコンの適切な温度管理	◎
	各作業所 現場代理人	・エアコンフィルターの清掃 (7月～9月・11月～3月、月1回)	◎
		・OA機器の退社時電源オフ)	◎
2.ガソリン使用量の削減	本社事務所 総務部責任者 各作業所 現場代理人	・エコドライブの実践	◎
		・タイヤ空気圧のチェック(月1回)	◎
3.軽油使用量の削減	各作業所 現場代理人	・重機不使用時のエンジnstopp (アイドリングストップ)	◎
		・エコドライブの実践	◎
		・効率的重機運転	◎
4.灯油使用量の削減	本社事務所 総務部責任者 各作業所 現場代理人	・不在時の消火	◎
		・効率的運転	◎
5.上記1～4による			○
6.①一般廃棄物(燃えるごみ) 排出量の削減 (目標設定しないが活動は実施する)	本社事務所 総務部責任者 各作業所 現場代理人	・廃棄物分別の徹底	○
		・分別箱の設置	○
		・両面コピー・裏紙使用の推進	◎
6.②排出産業廃棄物の リサイクル 100%維持	各作業所 現場代理人	・分別の徹底	○
7.水の使用量の削減	本社事務所 総務部責任者 各作業所 現場代理人	・節水表示	◎
		・洗車時の高圧洗浄機の使用	◎
		・雨水の利用	○
8.グリーン購入率の向上	本社事務所 総務部責任者 各作業所 現場代理人	・エコマーク品・グリーンマーク品の優先購入	○
		・再生紙購入推進	○
		・詰め替え可能製品の購入推進	○
		・実績を記録	△
9.社会貢献・ 清掃活動の実施	本社事務所 総務部責任者	・ロードクリーンボランティア実施(年4回)	○
		・森林整備活動の実施(年2回)	×
10.工事における環境 配慮実施	各作業所 現場代理人	・工事現場近隣への連絡	◎
		・生物多様性への配慮	◎
		・新工法調査、資料の取り寄せ	△

※一般廃棄物の削減は、環境経営目標には掲げていないが、環境活動は設定して実施する。

7. 環境経営目標の達成状況の評価および未達成の場合の次年度の取組み

期間：2023(R5)年5月～2024(R6)年4月

環境経営目標項目	目標達成状況 (目標達成率%)	達成・未達成の要因 (環境経営目標の妥当性、環境経営計画の実施状況含む)	次年度の取組み 環境経営目標の追加変更 環境経営計画への追加変更
1.電力使用量の削減	72%	電力を使用する発電機の稼働量が増加したことが大きな原因である。	環境活動を継続する。 社員の意識の向上に努める。
2.ガソリン使用量 削減	39%	工事による車両並びに小型機械使用などにより使用量の増加による。	エコドライブを徹底する。 アイドリングストップを徹底する。 乗り合わせでの現場通勤の徹底。
3.軽油使用量削減	108%	工事機械稼働が少なかった	アイドリングストップを徹底する。 下請けとの使用削減に向けた活動を強化する。
4.灯油使用量削減	150%	冬季の使用機会が少なかった為。	社員の意識向上を継続する。
5.CO2排出量削減	74% 80%(原単位)	電気、ガソリンは目標未達成であったが、軽油は目標を達成したので、CO2排出量も目標を達成できた。原単位の達成率が総量の達成度に比べて低いので効率は低下傾向である。	環境活動を継続し、上記の取組活動を徹底していく。
6.①一般廃棄物量の削減(活動のみ)	100% 活動のみ	環境活動は実施できた。 特に分別は意識が高まった。	環境活動を継続し、上記の取組活動を徹底していく。
6.②排出産業廃棄物のリサイクル率 100%推進	100%	建設リサイクル法に沿って、産廃の分別を徹底し、100%リサイクル化を実施した。	環境活動を継続していく。 環境法令を遵守していく。
7.水使用量の削減	93%	不必要な使用により目標未達成。	環境活動を継続していく。
8.グリーン購入率 の向上	100%	グリーン購入が推進できた。 再生紙使用率が100%になった。	環境活動を継続していく。
9.社会貢献・清掃活動実施	100%	清掃活動実施。	活動範囲・量の見直しをする。
10.工事における環境配慮実施	100%	計画通りに実施できた。 ・施工計画書の環境配慮事項の徹底 ・使用機械は排出ガス規制対策型の使用。 ・舗装転圧機械施工に於いて付着防止剤を導入使用している。	次年度も工事における環境への配慮を実施する。

※一般廃棄物の削減は、環境経営目標には掲げていないが、環境活動を実施したので評価する。

8. 環境関連法規制等の順守状況

法規制等の名称	該当する要求事項 (対応すべき事項)	条項 (法律、規則、施行令)	点検・測定 頻度、実施 時期	担当 部署	順守評価		備考
					証拠	判定	
廃棄物 処理法	・委託基準:一廃収集業者の許可の確認	法2条3項、令4条4項	・1回/年	総務	許可証	○	
	・委託基準:産廃収集運搬・処理業者の許可の確認、契約	法12条の4	・契約書/許可証につき1回/年	総務	契約書、許可証	○	
	・保管基準 掲示板:60cm×60cm以上表示 飛散・浸透防止 衛生管理	法12条2項 則8条				○	
	・マニフェスト交付 B2・D票90日、E票180日以内に送付されない場合は30日以内の知事への報告 A、B2、D、E票の保管(5年間)	法12条の3、法12条の5、則8条の20、則8条の26～29、	・マニフェスト新規交付時又は月末	総務	マニフェスト	○	
	・多量排出事業者の報告(1000トン/年以上)	法12条、法12条の2			報告書	○	
	・産業廃棄物管理票交付等状況報告書の提出	法12条の3第6項、則8条の27	・6月末まで			○	
	・自社による運搬時の表示、書類携行	則7条の2の2		現場		○	
騒音規制法	・特定施設の事前届出	法6条	・新設/変更時 ・異常音の日常管理	現場	新設(有 無) 届出書	-	今回なし
	・地域別騒音基準の順守	法5条、S43年告示1				-	
振動規制法	・特定施設の事前届出	法6条	・新設/変更時 ・異常音の日常管理	現場	新設(有 無) 届出書	-	今回なし
	・地域別振動基準の順守	法5条、S51告示環90				-	
水質汚濁 防止法	・油及び有害な化学物質の流出事故時の措置と届出	法14条の2第2項		現場	新設(有 無) 届出書	-	今回なし
	・特定施設の届出	法5,7,9条	新設・変更時		記録類	-	
	・排出基準の遵守	法12条			測定記録	-	
	・排水濃度の測定・記録(3年保存)、監視	法14条、則9条3				-	
大気汚染 防止法	・事故時の措置と届出	法17条		現場	事故(有 無) 届出書	-	今回なし
	・特定施設の届出	法6条	新設・変更時		記録類	-	
	・排出基準の遵守	法3条			測定記録	-	
	・排出濃度の測定・記録(3年保存)、監視	法14条、則9条3				-	
フロン排出 抑制法	・対象機器の管理者の選定と定期点検、記録の保管	法規制改正	3か月に1回	本社	点検記録(簡易点検)	○	今回なし
	・フロン類の登録回収業者による適切な回収	法2、4条	廃棄時 修理時	総務	委託確認書 引取証明書	-	
	・フロン類回収時の委託確認書交付と引取証明書の保存(3年間)	法19の3				-	
消防法	・危険物保管の指定数量以上の許可申請	・法10条、11条		総務	資格の有無	-	対象外
	・危険物保管の指定数量以上の危険物取扱者の届出	・法14条			現場観察		対象外
	指定数量未満の危険物保管の扱い(オイル類)	法9条の4			倉庫	○	
	指定可燃物の扱い	法9条の4			現場観察	-	
浄化槽法	・使用届			総務	届出書	○	
	・定期的な点検と清掃	法11条	定期的		点検清掃記録		
	・法定定期水質検査	法11条	1回/年		水質検査記録		
建設リサイクル 法	・「廃棄物の減量推進及び適正処理に関する計画 書」の提出			総務		○	対象外
	・「廃棄物管理責任者」の選任・届出 (特定建築物(3,000平方メートル以上)、事務所面積1,000平方メートル以上、製造工場・倉庫面積3,000平方メートル以上、大規模小売店舗(店舗面積1,000平方メートル以上))					-	
自然公園法	・保護に関する計画 行為規制 許可制	法第三節第13条		現場	届出書	-	
	・利用に関する計画 許可制						
熊本県環境保全 条例	・第13条粉じん発生施設設置等の届出	条例第23条第1項		現場	届出書	-	
	・騒音に係る特定施設等の届出 (原動機2.25kW以上、7.5kW未満)	条例第42条第1項		総務	届出書	○	
熊本県地下水保 全条例	・県民の責務	第1章第5条		総務	届出書	-	対象外

(1) 環境関連法規の順守及び違反の有無

環境法規制の順守活動を行い、その順守評価を行った結果、環境関連法規への違反はありません。

(2) 指摘、訴訟等の有無

環境法規制の順守活動を通して、過去3カ月にわたり、関係当局よりの違反等の指摘はありません。また、周辺住民からの苦情もなく、訴訟もありません。

9. 代表者による全体の評価と見直し

実施年月日：2024年 6月 10日

全体の評価

今年度のEA21の取り組みの結果は、目標の達成度のばらつきが大きくなった。新型コロナの影響の縮小に伴う工事量の増加や気候変動による夏場の酷暑・冬場の暖冬など、天候・環境の変化が大きく影響している。環境への取り組みの重要性が増したことを感じる年であった。新型コロナの影響縮小により、一時的に工事量も増加傾向にあるが、それも収束が見えてきており、今後の公共工事はやはり減少傾向になつく感が強く感じられる。年々、先行きが厳しく見えているが、本業である建設業を通して地域に貢献できる工事を全社員で実践していく。人にも環境にも優しい工事を推進することで、環境負荷を低減する。今後共、社員の意識や力量を向上し、コミュニケーションを大切にして、全社員でEA21に取り組んでいく。

当社は熊本県のSDGsの制度にも登録している。EA21とSDGsを両輪として、環境面、経済面、社会面において、当社でできることに積極的に取り組んでいる。まずは身近な環境問題に取り組み、環境経営を実践して、地域と共生しながら持続可能な企業を目指していく。次世代が安心できる環境の為に、我が社ができる方策を再検討し、継続的改善を繰り返しながら、少しずつでも前進して、EA21とSDGsの活動を進めていき、持続可能な社会を構築していきたい。

見直し

項目	変更の 必要性	変更の必要性有りの場合の指示事項、
1. 環境経営方針	☐ 有・ ☒ 無	・社員全員に周知すること。
2. 環境経営目標	☐ 有・ ☒ 無	・継続して、経緯を見ていく。
3. 環境経営計画	☐ 有・ ☒ 無	・継続して、計画通りに実施する。
4. 実施体制	☐ 有・ ☒ 無	・実施体制は有効に機能しているため、継続していく。
5. 環境経営システムの その他の要素	☐ 有・ ☒ 無	・環境経営システムは有効に機能しているため、継続していく。

10.環境奉仕活動

■令和5年度 県道阿蘇一の宮線の清掃活動を行う。

第1回目

令和5年6月1日



第2回目

令和5年10月9日



11.その他

表紙の解説

アイドリングストップを行いながら工事を進めていった。
又、低排出ガス型の重機を使用することにより、環境負荷の低減を図っている。

完成写真



施工前写真



施工中写真

